

一般社団法人 日本糖尿病学会 寄附金取扱い規程 (抜粋)

第3条 当法人は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - ホ その他理事長が当法人の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄附金を受け入れることにより、当法人の業務、財政、又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金が定款第4条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(以上)